

見附市新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和5年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第8号

見附市新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行細則を改正する細則

見附市新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行細則（平成21年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第17条」を「第18条」に改め、同条を第19条とする。

第17条中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（条例第15条に規定する規則で定める必要な事項）

第16条 条例第15条に規定する規則で定める必要な事項は、次項から第5項までに規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の条例で定める電子情報処理組織	市長又はこれに置かれる機関（以下この条において「市長等」という。）の使用に係る電子計算機と、申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。）をする者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織
法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置	法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使

<p>であって条例で定めるもの</p>	<p>用する方法により申請等を行う者（以下この条において「電子申請等を行う者」という。）を特定するための識別符号及び暗証符号の入力</p>
<p>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第6項の条例で定める場合</p>	<p>申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第3条第5項に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）のうちその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合</p>

- 2 電子申請等を行う者は、市長が定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。
- 3 この規則の規定により副本を添えなければならないこととされる申請等について前項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等は、必要な副本を添えて行われたものとみなす。
- 4 申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合において、当該原本の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から市長の定める期間内にしなければならない。
- 5 市長等は、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第8条第1項の規定により、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等（情報通信技術活用法第3条第10項に規定する縦覧等をいう。以下この項において同じ。）を行うときは、インターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

附 則

この細則は、令和5年4月1日より施行する。